

一般競争入札説明書

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会
平成 30 年 7 月 19 日公告分

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が指定管理者となる「名越やすらぎセンター」「教養センター」「今泉さわやかセンター」「玉縄すこやかセンター」の各総合管理業務委託に関する一般競争入札については、平成 30 年 7 月 19 日付け公告及び本会諸規程に定めるもののほか、この説明書に定めるところによります。

入札に参加される方（以下「入札参加者」という。）は、記載した内容を遵守されるようお願いいたします。

1 入札事項

(1) 案件名 次に掲げる鎌倉市老人福祉センター総合管理業務委託

（入札は施設毎に実施）

- ア 名越やすらぎセンター総合管理業務委託
- イ 教養センター総合管理業務委託
- ウ 今泉さわやかセンター総合管理業務委託
- エ 玉縄すこやかセンター総合管理業務委託

(2) 業務内容 入札公告、この一般競争入札説明書及び別紙「仕様書」による。

(3) 履行期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（長期継続契約）

(4) 履行場所

- ア 名越やすらぎセンター 鎌倉市材木座二丁目 15 番 3 号
- イ 教養センター 鎌倉市笛田二丁目 17 番 1 号
- ウ 今泉さわやかセンター 鎌倉市今泉三丁目 21 番 23 号
- エ 玉縄すこやかセンター 鎌倉市玉縄五丁目 9 番 1 号

2 入札日時等

(1) 入札日時 平成 30 年 8 月 7 日（火）

- ア 名越やすらぎセンター総合管理業務委託 午後 1 時 30 分から
- イ 教養センター総合管理業務委託 午後 2 時 30 分から
- ウ 今泉さわやかセンター総合管理業務委託 午後 3 時 30 分から
- エ 玉縄すこやかセンター総合管理業務委託 午後 4 時 30 分から

入札参加者は、所定の入札書を上記の日時に提出するものとします。
郵送等による入札は認めません。

入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できません。

- (2) 入札場所 鎌倉市福祉センター第1・2会議室（2階）
（神奈川県鎌倉市御成町20番21号）
- (3) 入札方法 一般競争入札
- (4) 入札予定価格 非公表
- (5) 最低制限価格 有（予定価格の80%）
- (6) 入札保証金 無

3 入札参加資格等

- (1) 神奈川県内に本店又は主たる営業所を有すること。
- (2) 直近2営業年度において、神奈川県内の公立施設又は福祉施設において、総合管理業務の実績があること。
- (3) 別紙「仕様書」に示す業務内容を的確に執行し得る者であること。
- (4) 当法人の理事が役員に就いている企業でないこと。
- (5) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) 官公庁から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (10) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していない者であること。

4 入札参加資格確認申請の方法

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を確認の上、入札参加確認申請をしてください。入札参加確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

- (1) 受付期間 平成30年7月19日（木）～7月25日（水）（土・日を除く。）
- (2) 受付時間 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く。）
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙）
 - イ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
 - ウ 会社概要（沿革、組織、従業員数、営業実績、営業所記載 パンフレット可）

エ 財務諸表（直近1年分）

オ 現年度及び前年度の納税証明書（発行から3ヶ月以内）

国税（法人税、消費税、地方消費税）、県税（法人事業税）、市町村税（固定資産税、法人市民税）

カ 返信用封筒（長3サイズ、宛先記入、392円切手貼付）

(4) 提出方法 持参による受付

(5) 提出先及び連絡先 社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

所在地 神奈川県鎌倉市御成町20番21号

担当 総務係 佐藤・齊藤

電話 0467-23-1075

FAX 0467-22-2213

E-mail (soumu@kamakura-shakyo.jp)

5 一般競争入札参加の資格確認通知等及び入札書等の配付

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての企業に、平成30年7月27日（金）までに、入札参加資格有無の結果を簡易書留郵便で通知します。

(2) 入札参加資格有りと確認された企業には一般競争入札参加申請書を併せて送付します。入札参加を希望する企業は、(3)の入札書等を受け取る際、一般競争入札参加申請書を提出してください。

(3) 入札参加資格有りと確認された企業に入札書等を配付します。

ア 配付期間

平成30年7月27日（金）～8月3日（金）（土・日を除く。）

午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く。）

イ 配付場所 上記4の(5)に記載する場所

6 現場説明会

開催日時及び開催場所は、次のとおりです。

平成30年7月30日（月）

(1) 名越やすらぎセンター 同センター2階 応接室 午後1時30分から

(2) 教養センター 同センター1階 園芸陶芸教室 午後2時30分から

(3) 今泉さわやかセンター 同センター2階 会議室 午後4時30分から

(4) 玉縄すこやかセンター 同センター1階 集会室 午後3時30分から

ア 説明会参加企業は、7月27日（金）午後3時までに、本会にE-mail (soumu@kamakura-shakyo.jp) で、法人名、参加者名（2名以内）、担当者の連絡先を連絡してください。

イ 参加者は上記各センター毎に定める時間に開催場所に個別に参集してください。

駐車スペースがないため説明時間中の車の待機は各自で駐車場を確保してください。

ウ 開催時間は多少遅れることがあります。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問は、別紙「質問書」により、E-mail (soumu@kamakura-shakyo.jp)
でのみ受け付けます。

質問受付期間 平成30年7月19日(木)～8月2日(木)午後3時

(2) 質問に対する回答は随時本会ホームページで行います。

最終回答 平成30年8月6日(月)正午

入札説明書及び仕様書に関する事項についての質問に回答し、それ以外の質問及び意見については回答しません。

8 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低価格で入札した者を落札者とします。

最低制限価格を下回った価格で入札した者は無効とします。

落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、1回に限り、再度入札を実施します。
入札を辞退した者、無効の入札をした者は再度入札に参加できません。

(3) (2)によっても落札者となるべき者がいない場合は、無効の入札を除いた最低価格で入札した者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行います。

(4) 入札結果は、本会ホームページで予定価格、落札金額、最低制限価格、入札参加者、入札額及び落札者を1年間公表します。

9 注意事項

(1) 代理人に入札をさせる場合は、委任状を提出してください。

(2) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 最低制限価格を下回った価格での入札

キ 再度入札に付した場合において、初回の入札価格以上の価格での入札

ク 入札参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をして行った入札

ケ 契約締結前に談合情報があり、審査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。したがって入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し若しくは中止する場合があります。この場合、入札のために要した費用を本会に請求することはできません。
- (5) 入札参加者は、入札完了時まで、入札辞退届を提出することにより入札を辞退することができます。入札執行前の場合は本会に持参し、入札執行中の場合は入札を執行する者に直接提出してください。ただし、入札価格が同価格によるくじ引きの場合は辞退できません。
- (6) 入札に参加する者が 1 社であるときは入札を執行しません。
- (7) 落札者は本会が提示する契約書に記名・捺印し、落札決定の日から 10 日以内に本会に提出してください。期間内に契約書の提出がないときは、落札者はその効力を失います。
- (8) 本契約は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの長期継続契約です。契約締結の翌年度以降において、本会資金収支予算の本件経費に係る金額に減額又は削除があったときは、この契約を解除することができることとします。
- (9) 前各号に定めるほか、各種法令及び本会経理規程等の定めるところによります。

10 契約金額等の支払い

契約期間内の各月分を翌月に支払います。

以上